

伊万里市中小企業DX支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、社会経済の変化に対応して経済活動を続けていくために新しい生活様式の実践や生産性向上に向けたDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組む伊万里市内の中小企業者を支援するため、予算の範囲内において、伊万里市中小企業DX支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金に関しては、伊万里市補助金等交付規則（平成9年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者・小規模企業者又は各種法人等であつて、伊万里市内に店舗や事業所を有し、収益事業を行う事業者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 市税の滞納がある者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業者。以下同じ。）が所有している中小企業
- (3) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- (4) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に定める事業、また、同条第5項及び同条第13項第2号により定める事業を行う事業者
- (6) 法人税法別表第1に規定する公共法人
- (7) 政治団体
- (8) 宗教上の組織又は団体
- (9) 本事業の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、中小企業者とする。

2 補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であつてはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直

- 接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助対象者は、前項の第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、中小企業者が行う新しい生活様式の実践や生産性向上に向けた次に掲げるいずれかの事業とする。

- (1) ITツールの導入を伴う事業
- (2) DX推進のためのDX計画策定事業
- 2 補助事業の実施期間は、市が交付決定した日の属する年度の4月1日から2月末日までとする。

(補助率及び補助対象経費等)

第5条 補助金の補助率及び補助金額は、次の表のとおりとする。

補助率	補助金額
補助対象経費（税抜）の3分の2以内	下限5万円、上限50万円 ※千円未満の端数は切り捨て

- 2 補助対象経費は、別表第1に掲げるとおりとする。
- 3 補助事業の対象として認められない経費は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 4 市が実施する他の補助事業の交付の対象となる事業については、本補助金の交付の対象としない。
- 5 国若しくは地方自治体又は民間団体等から補助金の交付を受けている事業については、本補助金の交付の対象としない。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、市長が別に定める期日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2号により補助対象者に通知する。

- 2 市長は、前項において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること。ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。

ア 補助金額の変更が20パーセント以内の減額の場合

イ 補助事業の事業費について、新たな経費区分の追加が生じない場合

ウ 補助事業の完了時期について、第4条第2項に規定する期間を超えずに変更する場合

(3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、市内企業と契約するように努めること。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(5) 補助事業が事業実施期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の次年度から5年間保管し、市長の要求があったときはいつでも閲覧に供することができるようにすること。

2 前項第2号の規定により市長に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

3 規則第8条第3項に規定する補助金等交付変更通知書は、様式第4号のとおりとする。

4 第1項第4号の規定により市長に中止又は廃止の承認を受ける場合の承認申請書は、様式第5号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から20日以内とする。

(債権譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を市長の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(状況報告)

第11条 市長は、必要に応じて、補助事業者に対し、補助事業遂行の状況について事業遂行状況報告書の提出を求めることができる。

2 前項に規定する事業遂行状況報告書は、様式第6号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(実績報告)

第12条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第7号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）30日以内又は補助年度の2月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第13条に規定する補助金等確定通知書は、様式第8号のとおりとする。

2 市長は前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に

応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者へ通知する。

(補助金の交付)

第14条 この補助金は、市長が必要と認めるときは概算払いで交付することができるものとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金等交付請求書は、様式第9号又は様式第10号のとおりとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、本人の責めに帰すべき事由でない場合は、この限りでない。

(1) 補助事業者が、この要綱若しくは法令又はこの要綱に基づく市の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(補助金の返還)

第16条 規則第17条に規定する補助金等返還命令書は、様式第11号のとおりとする。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完成後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第12号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第18条 取得財産等のうち、市長が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定によるものとする。

3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に取得財産等を処分しようと

するときには、財産処分承認申請書（様式第13号）により市長の承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月25日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表第1（第5条関係）

補助事業の対象と認められる経費

経費区分	内容
ソフトウェア 導入費用	ソフトウェアの購入、借用に要する経費 （ソフトウェア購入費、リース料、レンタル料、サービス利用料、設定費等）
ハードウェア 導入費用	上記ソフトウェアの使用にあたり必須となるハードウェア（パソコン・タブレット等）、ネットワーク機器等の購入費、リース料、レンタル料
委託費	事業実施のためにかかるコンサルティング、研修費用 システム設計・構築に係る経費
その他	その他市長が必要と認める経費

※補助事業実施期間中に要する経費のみを対象とする。また、契約期間が補助事業実施期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業実施期間分を対象とする。

別表第2（第5条関係）

補助事業の対象として認められない経費

- ・土地又は建物の取得、賃貸、管理等に要する経費
- ・自動車等車両の購入、修理、車検費用
- ・事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、工事費、改修費
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウドサービス利用費に含まれる付帯経費は除く。）
- ・中古品の購入費
- ・消耗品費
- ・飲食、娯楽、接待等の費用
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・収入印紙
- ・振込手数料（代引手数料を含む。）及び両替手数料
- ・公租公課（消費税及び地方消費税等）
- ・各種保険料
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用
- ・事業に係る自社の人件費（雑役務費を除く。）
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

郵便番号

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

電話番号

伊万里市中小企業DX支援事業費補助金交付申請書

下記のとおり伊万里市中小企業DX支援事業を実施したいので、伊万里市補助金等交付規則第 3 条及び伊万里市中小企業DX支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

補助事業の名称	伊万里市中小企業DX支援事業
事業の目的及び内容	
補助金交付申請額	円
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ 事業計画書（様式第 1 号別紙 1）・ 事業内容と金額が確認できるもの（見積書、カタログ等）・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し・ 確定申告書別表第 1 の写し・ 本人確認書類（個人事業主の場合）・ 誓約書（様式第 1 号別紙 2）・ 納税状況等確同意書（様式第 1 号別紙 3） ※その他、別途指示するものについて、資料提出を求める場合があります。

様式第1号 別紙1 (第6条関係)

事業計画書

1. 事業者基本情報

事業者名称		
業 種		
事業形態	個人 ・ 法人	みなし大企業である <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
常時使用する 従業員数 (人)		
実施場所	施設 (事業所 ・ 店舗) 名称	
	住 所	
	電話番号	

2. 事業計画

1 事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
2 取組の目的	
3 取組内容	
4 事業の効果	
他の補助金の 活用の有無	<p>今回の補助事業について、国、地方自治体又は民間団体が実施する補助金の交付 (採択) を受けているか。</p> <p style="text-align: center;">受けている ・ 受けていない</p> <p>※ 「受けている」場合には、本補助金の対象とはなりません。</p>

3. 収支計画

(1) 収入

(単位：円)

項目	予算額	備考
市補助金		伊万里市中小企業DX支援事業費補助金
自己資金		
借入金		
合計		

(2) 支出

(単位：円)

項目 (経費区分)	内容	補助対象経費 (税抜) (A)	補助金申請額 ※千円未満切り捨て (B)=A*2/3	
ソフトウェア 導入費				
	小計			
ハードウェア 導入費				
	小計			
委託費				
	小計			
その他				
	小計			
合計				

※経費の内容が分かる資料（見積書、カタログ、数量等）を添付してください。

※項目については、必要に応じて、適宜、追加、修正してください。（任意書式でも可）

誓約書

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。
なお、伊万里市が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- ・対象要件を満たしています。虚偽又は不正が判明した場合は、補助金の返還等に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
- ・伊万里市から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の交付を受けた事業者名、対象施設名等の情報を公表されることに同意します。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。
- ・自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ・事業計画の内容は以下に掲げる事業に該当しません。
 - ア 公募要領にそぐわない事業
 - イ 事業の実施の大半を他社に外注又は委託し、企画だけを行う事業
 - ウ 建築又は購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業
 - エ 公序良俗に反する事業
 - オ 重複案件 申請者が当該補助金に複数申請を行った場合の2件目以降の申請分
他の申請者が提出した申請書の内容と酷似している申請
 - カ 申請時に虚偽の内容を含む事業
 - キ その他申請要件を満たさない事業

令和 年 月 日

住 所

※法人等の場合は法人等の住所、個人事業主の場合、代表者住所

名 称

代表者氏名

Ⓔ

代表者生年月日

年 月 日

様式第1号 別紙3 (第6条関係)

納税状況等確認同意書

私は、伊万里市中小企業DX支援事業費補助金において、伊万里市長が市税の課税状況及び納付(納入)状況について確認することに同意します。

調査の結果、滞納等がある場合は、交付決定がされないことについて異議ありません。

記

1. 調査対象：伊万里市が課税する本社・支社等の市税すべての課税状況及び納付(納入)状況
2. 使用目的：伊万里市中小企業DX支援事業費補助金

令和 年 月 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

(納税義務者)

本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

伊万里市長

印

伊万里市中小企業DX支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、伊万里市補助金等交付規則第6条及び伊万里市中小企業DX支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助事業の名称	伊万里市中小企業DX支援事業
補助事業の目的及び内容	
交付決定金額	円
交付の条件	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

郵便番号

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

伊万里市中小企業DX支援事業費補助金に係る変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった伊万里市中小企業DX支援事業費補助金について、下記の理由により事業の内容及び経費を変更〔金 円の減額承認〕したいので、伊万里市補助金等交付規則第8条及び伊万里市中小企業DX支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えてより申請します。

記

変更理由

- ※1 金額の変更のない変更申請の場合は、〔 〕を削除すること。
- ※2 関係書類とは、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるようにすること。

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

伊万里市長

印

伊万里市中小企業DX支援事業費補助金交付変更通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知した伊万里市中小企業DX支援事業費補助金は、伊万里市補助金等交付規則第8条及び伊万里市中小企業DX支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり変更したので通知します。

補助事業の名称	伊万里市中小企業DX支援事業
補助事業の変更の内容	
変更の理由	

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

郵便番号

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

伊万里市中小企業DX支援事業費補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった伊万里市中小企業DX支援事業費補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、伊万里市補助金等交付規則第8条及び伊万里市中小企業DX支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

郵便番号

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

伊万里市中小企業DX支援事業費補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった伊万里市中小企業DX支援事業費補助金の遂行状況について、伊万里市補助金等交付規則第10条及び伊万里市中小企業DX支援事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

事業の遂行状況等 別紙のとおり

様式第6号 別紙（第11条関係）

事業遂行状況報告書

1 事業の遂行状況

2 収支の状況

○収入の部

(単位：円)

項目	予算額	備考
市補助金		
自己資金		
借入金		
合計		

○支出の部

(単位：円)

項目 (経費区分)	予算額	備考
ソフトウェア導入費		
	小計	
ハードウェア導入費		
	小計	
委託費		
	小計	
その他		
	小計	
合計		

※項目については、必要に応じて、適宜、追加、修正してください。（任意書式でも可）

3 その他参考資料（事業の進捗状況が分かるもの）

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

郵便番号

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

伊万里市中小企業DX支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった伊万里市中小企業DX支援事業費補助金について、下記のとおり実施したので、伊万里市補助金等交付規則第12条及び伊万里市中小企業DX支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助事業の名称	伊万里市中小企業DX支援事業
事業の完了年月日	年 月 日
補助金の交付決定金額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・事業実績書（様式第7号別紙）・補助対象経費の契約額を証する書類（契約書、請求書等の写し）・補助対象経費の支払いを証する書類（領収書又は支払いが分かる書類の写し）・事業実施を確認できる写真等・その他市長が必要と認める書類

様式第7号 別紙（第12条関係）

事業実績書

1. 事業実績

1 事業所名		
実施場所	2 施設（事業所・店舗）名称	
	住所	
	電話番号	
3 事業の実施実績		
4 事業の効果		

2. 収支決算書

(1) 収入

(単位：円)

項目	決算額	備考
市補助金		伊万里市中小企業DX支援事業費補助金
自己資金		
借入金		
合計		

(2) 支出

(単位：円)

項目 (経費区分)	内容	補助事業決算額	補助金実績額	
		補助対象経費 (税抜) (A)	※千円未満切り捨て (B)=A*2/3	
ソフトウェア 導入費				
	小計			
ハードウェア 導入費				
	小計			
委託費				
	小計			
その他				
	小計			
合計				

※補助対象経費の契約額を証する書類（契約書、請求書等の写し）を添付してください。

※補助対象経費の支払いを証する書類（領収書又は支払いが分かる書類の写し）を添付してください。

※事業実施を確認できる写真等を添付してください

※項目については、必要に応じて、適宜、追加、修正してください。

様式第8号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

伊万里市長

印

伊万里市中小企業DX支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、伊万里市補助金等交付規則第13条及び伊万里市中小企業DX支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

交付決定年月日	第 号 年 月 日
補助事業の名称	伊万里市中小企業DX支援事業
補助金の交付決定金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
補助金の交付確定金額	円

様式第9号（第14条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

郵便番号
住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印

伊万里市中小企業DX支援事業費補助金交付請求書（精算）

年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった伊万里市中小企業DX支援事業費補助金のうち、下記の金額を交付されるよう伊万里市補助金等交付規則第15条及び伊万里市中小企業DX支援事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、請求します。

記

請求額 金 円

① 確定額	金	円
② 既交付済額	金	円
③ 今回請求額（①-②）	金	円

○振込口座

フリガナ			
口座名義			
振込先	銀行 信用金庫		支店
口座種目	普通・当座	口座番号	

備考 債権者と口座名義人が異なる場合は、名義人への領収権の委任とします。

添付書類

・振込先口座の通帳の写し

（銀行名、支店名、口座番号、口座名義（フリガナ）全てが分かるページ）

様式第10号（第14条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

郵便番号
住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印

伊万里市中小企業DX支援事業費補助金交付請求書（概算）

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった伊万里市中小企業DX支援事業費補助金のうち、下記の金額を交付されるよう伊万里市補助金等交付規則第15条及び伊万里市中小企業DX支援事業費補助金交付要綱14条の規定に基づき、請求します。

記

請求額 金 円

①交付決定額	金	円
②既交付済額	金	円
③今回請求額	金	円
④未交付額（①-②-③）	金	円

○振込口座

フリガナ			
口座名義			
振込先	銀行 信用金庫		支店
口座種目	普通・当座	口座番号	

備考 債権者と口座名義人が異なる場合は、名義人への領収権の委任とします。

添付書類

・振込先口座の通帳の写し

（銀行名、支店名、口座番号、口座名義（フリガナ）全てが分かるページ）

様式第11号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

伊万里市長

印

伊万里市中小企業DX支援事業費補助金返還命令書

伊万里市補助金等交付規則第17条及び伊万里市中小企業DX支援事業費補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり返還を命じます。

返 還 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 理 由	
返 還 方 法	
交 付 決 定 年 月 日	第 号 年 月 日
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 金 の 交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 金 の 交 付 確 定 金 額	円

様式第12号（第17条関係）

取得財産等管理台帳

（単位：円）

財産名	規格	数量	単価	金額 (税抜)	取得 年月日	保管場所	備考

※ 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上(税抜)の機械、器具、備品及びその他の財産・数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。

※ 取得年月日は、検収年月日を記載のこと。

※ 処分制限期間は、本交付要綱第18条第2項に定める期間を記載すること。

様式第13号（第18条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

郵便番号

住 所

名 称

代表者の役職・氏名 印

伊万里市中小企業DX支援事業費補助金に係る財産処分承認申請書

伊万里市中小企業DX支援事業費補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、伊万里市中小企業DX支援事業費補助金交付要綱第18条の規定により申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由